（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第二条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の十号を加える。

四十六　退職給付　財務諸表等規則第八条第五十四項に規定する退職給付をいう。

四十七　退職給付債務　財務諸表等規則第八条第五十五項に規定する負債をいう。

四十八　勤務費用　財務諸表等規則第八条第五十六項に規定する費用をいう。

四十九　利息費用　財務諸表等規則第八条第五十七項に規定する費用をいう。

五十　年金資産　財務諸表等規則第八条第五十八項に規定する資産をいう。

五十一　期待運用収益　財務諸表等規則第八条第五十九項に規定する収益をいう。

五十二　数理計算上の差異　財務諸表等規則第八条第六十項に規定する差異をいう。

五十三　過去勤務費用　財務諸表等規則第八条第六十一項に規定する過去勤務費用をいう。

五十四　未認識数理計算上の差異　財務諸表等規則第八条第六十二項に規定する未認識数理計算上の差異をいう。

五十五　未認識過去勤務費用　財務諸表等規則第八条第六十三項に規定する未認識過去勤務費用をいう。

第十三条第五項中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　退職給付に係る会計処理の方法

第十五条の八を次のように改める。

（確定給付制度に基づく退職給付に関する注記）

第十五条の八　退職給付に関し、確定給付制度（財務諸表等規則第八条の十三第一項に規定する確定給付制度をいう。第一号において同じ。）を採用している場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一　確定給付制度の概要

二　退職給付債務の期首残高と期末残高の次に掲げる項目の金額を含む調整表

イ　勤務費用

ロ　利息費用

ハ　数理計算上の差異の発生額

ニ　退職給付の支払額

ホ　過去勤務費用の発生額

ヘ　その他

三　年金資産の期首残高と期末残高の次に掲げる項目の金額を含む調整表

イ　期待運用収益

ロ　数理計算上の差異の発生額

ハ　事業主である会社等からの拠出額

ニ　退職給付の支払額

ホ　その他

四　退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

五　退職給付費用及び次に掲げるその内訳項目の金額

イ　勤務費用

ロ　利息費用

ハ　期待運用収益

ニ　数理計算上の差異の費用処理額

ホ　過去勤務費用の費用処理額

ヘ　その他

六　退職給付に係る調整額（次のイからハまでに掲げる額の合計額をいう。第六十九条の五第一項第四号において同じ。）及び次に掲げるその内訳項目の金額

イ　数理計算上の差異の発生額（当連結会計年度において費用処理された額を除く。）及び退職給付に係る調整累計額（次号イからハまでに掲げる額の合計額をいう。この項及び第四十三条の二第一項第五号において同じ。）に計上されている未認識数理計算上の差異の額のうち、費用処理された額に対応する額の合計額

ロ　過去勤務費用の発生額（当連結会計年度において費用処理された額を除く。）及び退職給付に係る調整累計額に計上されている未認識過去勤務費用の額のうち、費用処理された額に対応する額の合計額

ハ　その他

七　退職給付に係る調整累計額及び次に掲げるその内訳項目の金額

イ　未認識数理計算上の差異

ロ　未認識過去勤務費用

ハ　その他

八　年金資産に関する次に掲げる事項

イ　年金資産の主な内訳（退職給付信託（退職給付を目的とする信託をいう。）が設定されている企業年金制度（会社等以外の外部に積み立てた資産を原資として退職給付を支払う制度をいう。）において、年金資産の合計額に対する当該退職給付信託に係る信託財産の額の割合に重要性がある場合には、当該割合又は金額を含む。）

ロ　長期期待運用収益率の設定方法

九　数理計算上の計算基礎に関する次に掲げる事項

イ　割引率

ロ　長期期待運用収益率

ハ　その他

十　その他の退職給付に関する事項

2　前項第二号ヘ、第三号ホ、第五号ヘ、第六号ハ及び第七号ハに掲げる項目については、その金額に重要性が乏しいと認められる場合を除き、当該項目を示す名称を付して掲記しなければならない。

第十五条の八の次に次の二条を加える。

（確定拠出制度に基づく退職給付に関する注記）

第十五条の八の二　財務諸表等規則第八条の十三の二第一項の規定は、退職給付に関し、確定拠出制度（財務諸表等規則第八条の十三第一項に規定する確定拠出制度をいう。）を採用している場合について準用する。

（複数事業主制度に基づく退職給付に関する注記）

第十五条の八の三　財務諸表等規則第八条の十三の三（第三項を除く。）の規定は、退職給付に関し、複数事業主制度（同条第一項に規定する複数事業主制度をいう。）を採用している場合について準用する。この場合において、同条第一項中「第八条の十三の規定」とあるのは「第十五条の八の規定」と、「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、同項第一号中「第八条の十三第一項第二号から第八号まで」とあるのは「第十五条の八第一項第二号から第十号まで」と、同条第二項中「第八条の十三第一項」とあるのは「第十五条の八第一項」と読み替えるものとする。

第二十二条中「「連結会社」と」の下に「、財務諸表等規則第三十一条第四号中「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る資産」と」を加える。

第三十条第一項中「当該項目」を「第四号に掲げる項目以外の項目」に改め、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　退職給付に係る資産

第三十条第五項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改める。